

○火葬証明書及び分骨証明書の交付に関する要綱

令和6年7月1日  
要綱第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第8条に規定する火葬許可証に火葬を行った旨を記載した証明書（以下「火葬証明書」という。）の再交付、及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第5条第3項に基づき、焼骨を分骨する場合に墓地等の管理者に提出する証明書（以下「分骨証明書」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(火葬証明書)

第2条 火葬証明書を紛失、汚損又は破損し、再交付を受けようとする者は、火葬証明書交付申請書（別記第1号様式）を組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項に規定する申請があったときは、紛失等の事実を確認した上で、前項に規定する申請を行った者に、火葬証明書（別記第2号様式）を交付するものとする

(分骨証明書)

第3条 分骨証明書を必要とする者は、分骨証明申請書（別記第3号様式）を組合長に提出しなければならない。

2 組合長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、分骨証明書（別記第4号様式）を交付するものとする。

(手数料)

第4条 前2条に規定する証明書の発行に係る手数料の額は、無料とする。ただし、郵送により書類の送付を求めようとする者は、郵送に係る実費を負担しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

別記第1号様式（第2条第1項関係）

## 火葬証明書交付申請書

令和 年 月 日

中空知衛生施設組合 組合長 前田康吉様  
滝の川斎苑 管理者 千葉一穂様

申請者 住所

氏名 ㊞（死亡者との続柄）

電話 — —

次のとおり申請します。

死亡者	本籍						
	住所						
	氏名				性別	男・女	
	生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日	年齢	歳
死産児	父母の本籍						
	父母の住所						
	氏名	父			母		
	性別	男	女	不詳	妊娠週間	週	
死亡産	日時	年 月 日 午前・後 時 分					
	場所						
斎場使用 (火葬)	日時	年 月 日 午前・後 時 分					
	場所	滝の川斎苑					
使用目的	1	納骨のため					
	2	その他 ( )					

※ マイナンバーカード、運転免許証のコピー等の本人確認書類を添付すること。

別記第2号様式（第2条第2項関係）

## 火 葬 証 明 書

死 亡 者	本 籍	
	住 所	
	氏 名	
	性 別	男 女
	生 年 月 日	年 月 日
	死亡年月日	年 月 日
火 葬 の 場 所		滝 の 川 斎 苑
火 葬 年 月 日		年 月 日
申 請 者	住 所	
	氏 名	死亡者との続柄

上記のとおり証明します。

令和 年 月 日

中空知衛生施設組合 組合長 前田康吉 印

滝 の 川 斎 苑 管理者 千葉一稔 印

# 分骨証明申請書

令和 年 月 日

中空知衛生施設組合 組合長 前田 康吉 様  
滝の川斎苑 管理者 千葉 一穂 様

死亡者	本籍	
	住所	
	氏名・性別	(男・女)
	死亡年月日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
	火葬場所	滝の川斎苑
	死亡場所	
	火葬年月日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
分骨理由	1. 宗教上の理由若しくは他の墓地等に埋葬又は収蔵の為 2. その他 ( )	
埋葬又は収蔵の予定年月日及び場所	令和 年 月 日	

※ 火葬許可証の写しを添付して申請すること。

※ 胎児の場合、死亡者の欄の本籍等は父母の本籍等を、死亡年月日の欄には分娩年月日及び妊娠週数を、死亡場所の欄には分娩場所を記入のこと。

上記のとおり申請します。

申請者 住所  
氏名 ④ 死亡者との続柄 ( )  
電話番号 - -

※受付確認欄（申請者は記入しないでください。） 免・住・健・年・パ・他 ( )

別記第4号様式（第3条第2項関係）

## 分 骨 証 明 書

申請者 住所

氏名

死 亡 者	本 籍	
	住 所	
	氏名・性別	(男・女)
	死亡年月日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
	火葬場所	滝の川斎苑
	死亡場所	
	火葬年月日時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分
分 骨 理 由	1. 宗教上の理由若しくは他の墓地等に埋葬又は収蔵の為 2. その他 ( )	
埋葬又は収蔵の予定年月日及び場所	令和 年 月 日	

上記にかかる遺骨は、滝の川斎苑にて火葬後、分骨された焼骨であることを証明します。

令和6年2月15日

中空知衛生施設組合 組合長 前田 康吉



滝の川斎苑 管理者

千葉 一穂

